

## 貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（案）

平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00017  
沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正  
平成 15 年 3 月 14 日 一部改正  
平成 16 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 16 年 7 月 9 日 一部改正  
平成 17 年 3 月 29 日 一部改正  
平成 1 年 月 日 一部改正

（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。

（付保対象等）

第 1 条 甲は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第 1 に掲げる輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）について、それぞれ締結後遅滞なく日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された輸出契約等について、甲の受ける損失をこの特約書の各条項及び貿易一般保険約款（以下「約款」という。）の定めるところに従って補する責めに任ずる。

（輸出契約等の相手方の登録）

第 2 条 甲は、前条の輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金又は対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合には、当該相手方及び当該支払人。以下次項において同じ。）について貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 00027。以下「手続細則」という。）に従い登録しなければならない。

2 甲は、前項の規定により登録された相手方との取引が今後見込まれないときは、この特約書の更新時に限り、当該相手方に係る同項の登録を削除することができる。

（てん補範囲等）

第 3 条 日本貿易保険は、第 1 条の規定により保険の申込みがなされた輸出契約等については、申込後遅滞なく、約款第 3 条各号のてん補危険について保険契約を締結するものとする（同条第 3 号のてん補危険については、附帯別表第 1 に掲げる 部門に係る輸出契約等に限る。）。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第 2 に掲げる輸出契約等については、保険契約の締結を制限することができる。

2 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び第 4 項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。

一 相手方が、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条に規定する海外商社名簿（以下「名簿」という。）上名簿区分 P 又は事故管理区分 R の場合（取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No.500）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済される場合（ILC の発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上 G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格に格付けされている場合に限る。以下同じ。）には、ILC 取得後を除く。）

二 相手方が、保険契約の申込時において名簿上 G S 格、G A 格又は G E 格以外に格付けされている場合（約款第 4 条第 12 号又は第 13 号に該当する事由により生じた損失を除く。）

3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補す

る責めに任じない。ただし、I L Cにより代金等が決済される場合を除く。

- 一 輸出契約等が保険契約の申込時において附帯別表第3に掲げる輸出契約等に該当する場合
  - 二 相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下この項、第5条及び第11条において同じ。）が保険契約の申込時において名簿上E C格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合
  - 三 相手方が輸出契約等の内容変更（当該輸出契約等に係る代金等が増加した場合に限る。）に係る通知時において名簿上G S格、G A格、G E格、E E格、E A格、E M格、E F格又はS A格以外に格付けされている場合。ただし、保険契約の申込時における当該輸出契約等の代金等に係る損失についてはてん補する責めに任ずる。
- 4 日本貿易保険は、第1項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、前3項の規定にかかわらず約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。
- 一 甲の本店又は支店（甲が支店の場合、他の支店を含む。）
  - 二 甲と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社
    - イ 甲の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）
    - ロ 甲の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）
  - ハ 議決権の過半数を甲、甲の直接親会社又は甲の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）
  - ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店
- 三 甲と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社
  - イ 甲が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者若しくはその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以下同じ。）を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は甲が取締役等を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人
  - ロ 甲が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は甲が取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社
  - ハ 甲の直接親会社が取締役等を派遣する法人、甲の直接親会社が取締役等を派遣する法人又は甲の直接子会社が取締役等を派遣する法人
  - ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店
- 四 その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社

（保険価額及び保険金額）

第4条 保険価額は、次の各号のとおりとする。

- 一 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく輸出貨物又は仲介貿易貨物（二以上の時期に分割して輸出又は販売すべきときは、各時期において輸出又は販売すべき当該輸出貨物又は仲介貿易貨物）の額
  - 二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく代金等（二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の部分。）の額
  - 三 約款第3条第3号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく輸出貨物又は仲介貿易貨物（二以上の時期に分割して輸出又は販売すべきときは、各時期において輸出又は販売すべき当該輸出貨物又は仲介貿易貨物）の額
- 2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に100分の

80 を乗じて得た額とする。

3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。

一 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由の場合には、100分の97.5

二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、100分の90

4 約款第3条第3号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第3号の額に100分の20を乗じて得た額とする。

(てん補責任額)

第5条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額から約款第7条第1項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。

一 約款第3条第1号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。

イ 約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の95

ロ 約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の80

二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の相手方に係る甲が受ける損失については、貿易一般保険運用規程(平成13年4月1日 01-制度 00034。以下「運用規程」という。)に定めるてん補責任の限度額(以下「支払限度額」という。)を当該相手方に設定したときは、当該支払限度額の範囲内とする。

三 約款第3条第3号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に100分の95を乗じて得た額とする。

四 第2号の規定にかかわらず、当該相手方が第2条第1項の規定による登録時又はこの特約書の更新時において名簿上EM格若しくはEF格に格付けされている場合又は相手方の格付が特約期間中において名簿上EE格、EA格、EM格、EF格以外のものからEM格又はEF格に変更された場合であって、運用規程に定めるもの(支払限度額を設定したものを除く。)については、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は当該残額に100分の50を乗じて得た額とし、同一の相手方に係る甲が受ける損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は10億円とする。

五 第2号ただし書及び前号の規定にかかわらず、ILCにより代金等が決済される場合には、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。

(輸出契約等の内容の変更)

第6条 甲は、輸出者等が保険契約の締結がなされた輸出契約等に、手続細則に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定に基づき、その旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。ただし、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る場合にあっては、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内かつ決済期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならないものとする。

2 日本貿易保険は、当該重大な内容変更等後の輸出契約等が附帯別表第2に該当するときは、保険契約を解除することができる。

3 変更後の保険契約の制限は、当該重大な内容変更等があったときから効力を生じる。

(保険料の額)

第7条 甲の納付すべき保険料の額は、保険契約を締結した輸出契約等ごとに、保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程(平成16年7月2日 04-制度-00034)に従って算出された保険料率を乗じて得た金額とする。

(保険料の納付)

第8条 甲は、毎月1日から末日までの間に、保険契約が締結された輸出契約等、内容の変更の承認がなされた輸出契約等、代金等の全部又は一部について決済金額及び決済期限が確定した輸出契約等その他保険料を納付すべき義務の生じた輸出契約等に係る保険料の全額を日本

貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。ただし、次条第1項に該当する場合はこの限りでない。

- 2 甲は、前項の規定により納付すべき保険料を納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から甲の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年 10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、甲が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。

(保険料の返還等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は締結の時にさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。

- 一 保険の申込前に約款第4条各号のいずれかに該当する事由(保険の申込みの当時保険契約者が存在することを知っていた事由を除く。)が生じた場合において、甲がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。
- 二 仲介貿易契約に基づく貨物が、船積国の法令に基づいて承認を受けなければならない場合において、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認の効力に付されていた条件により当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき(約款第4条各号のいずれかに該当する事由又は仲介貿易契約の当事者の責めに帰すべき事由により船積することができなくなった場合を除く。)
- 2 日本貿易保険が概算により徴収した保険料の額が精算した保険料の額を超えるときは、その差額を返還する。
- 3 日本貿易保険は、前2項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合(保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。)には無効により日本貿易保険がてん補の責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合(保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。)には失効又は解除により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、輸出契約等の貨物の代金等の額が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。ただし、返還の対象となる保険料(加算される保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。)が100,000円未満(平成16年9月30日以前に申込みがなされた案件については、30,000円未満)の場合には、保険料は返還しない。
- 4 誤記の修正を申請したことに伴う保険料の追徴又は返還については、訂正前の保険料の額と訂正後の保険料の額との差額が1,000円以上の場合には、当該差額を徴収し又は返還する。
- 5 日本貿易保険は、前各項に該当する場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じなくなった場合においても保険料は返還しない。

(輸出契約等及び保険契約に関する調査)

第10条 甲は、日本貿易保険が第1条の申込みに関する事項、その他輸出契約等に対する保険契約に関する事項について調査、報告又は資料の提出を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならない。

- 2 日本貿易保険は、必要があると認めるときは、輸出契約等に関する甲の帳簿その他の関係書類を閲覧することができる。

(保険金の支払及び回収)

第11条 第5条第2号に規定する支払限度額に係る保険金の支払い及び回収については、次の各号の規定によるものとする。

- 一 保険金の支払いは、原則として保険金の支払請求に係る債権の決済期限が到来した順(約款第4条第12号に規定する事由による請求の場合には、予定されていた決済期限の順)に第5条第2号に規定する金額を上限として行うものとする。
- 二 前号の規定により計算される支払うべき保険金の額が、支払限度額から既に支払った保険

金の額及び支払うこととした保険金の額の合計を控除した額(甲が回収した金額(延滞利息を除く。以下同じ。))がある場合であって、約款第34条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき日本貿易保険に納付したときは、当該回収した金額に損失額に対する支払保険金額の割合を乗じて得た額(以下「修正回収元本」という。)を加算した後の金額。以下「支払可能額」という。)を超えることとなった場合には、支払可能額を限度として保険金を支払う。

三 同一人を相手方とする複数の輸出契約等に係る保険契約であって、二以上の特約期間において締結されたものについての保険金の支払は、各々の特約期間における支払可能額の範囲内とする。

ただし、支払い得る保険金の額は、各々の特約期間における支払限度額のうち、いずれか大きい額(既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除し、既に支払った保険金について甲が約款第34条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき回収金を日本貿易保険に納付したときは、修正回収元本相当額を加算した額)を上限とする。

四 甲が、輸出契約等の相手方から債務の返済を受けた場合には、原則として甲の相手方に対して有する債権の決済期限の到来した順に回収されたものとみなす。

2 甲は、約款第19条又は第34条第7項、第8項若しくは第10項に規定する通知を行った場合を除き、甲の相手方に有する債権について決済等が行われたときは、その旨を遅滞なく日本貿易保険に通知するものとする。

(保険金の返還等)

第12条 日本貿易保険は、甲が故意又は重大な過失によって、第1条の申込み、第6条第1項の通知又は第8条第1項の保険料の納付を遅滞し、又は脱漏したときは、既に支払った保険金の全部若しくは一部に相当する金額を甲から返還させ、又は将来にわたってこの特約書を解除することができる。

2 甲が、故意又は過失によって第1条の申込み又は第6条第1項の通知を著しく遅滞又は脱漏したとき(日本貿易保険の調査、保険事故の発生等により判明したものに限る。)は、当該案件に係る保険料は、第7条の規定に基づく保険料の2倍に相当する金額とする。

3 日本貿易保険は、甲が故意又は重大な過失によって第1条の申込み又は第6条第1項の通知を著しく遅滞し、又は脱漏したときは、当該輸出者等に係る保険契約について、期間を定めて第7条の規定に基づく保険料の2倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値(1を超える数値に限る。)を乗じて得た金額を当該保険契約の保険料の金額とすることができる。

(保険の申込み)

第13条 甲は、第1条の保険の申込みをしようとするときは、貿易一般保険包括保険(企業総合)申込書にそれぞれ追順番号を付して日本貿易保険に送付しなければならない。

(保険金の不払)

第14条 日本貿易保険は、保険契約が締結された輸出契約等について、保険契約者又は甲がこの特約書の条項に違反した場合は、当該保険契約に係る保険金の全部又は一部を支払わないことができる。

(特約書の更新)

第15条 第1条第1項に規定する特約期間の満了する日の1月前までに、甲又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約書は同一条件で、1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(特約書又は約款の改正)

第16条 第1条に規定する期間中に貿易保険法(昭和25年法律第67号。以下「法」という。)又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。

(特約書又は約款の改定の申込等)

第17条 第1条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款の改定を申込むことができる。

2 日本貿易保険は、甲が前項の申込みに応じないときは、この特約書を解除することができる。

( 手続事項 )

第18条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が定める。

上記のとおり特約書を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲  
独立行政法人日本貿易保険理事長名

印  
印

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正前の貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書第 1 条の規定により輸出者等が日本貿易保険に保険の申込みをすべき輸出契約等であって、平成 19 年 3 月 31 日までに日本貿易保険に対して保険の申込みがなされていないものについては、改正後の特約書の規定を適用する。この場合において、改正後の特約書第 1 条中「 年 月 日から 年 月 日までの期間」とあるのは、「平成 19 年 3 月 31 日までの間」と読み替えるものとする。

< 企業総合特約締結者用 >

平成 18 年 4 月 1 日に締結した貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書第 1 条の規定により輸出者等が日本貿易保険に保険の申込みをすべき輸出契約等であって、平成 19 年 3 月 31 日までに日本貿易保険に対して保険の申込みがなされていないものについては、この特約書の規定を適用する。この場合において、この特約書第 1 条中「 年 月 日から 年 月 日までの期間」とあるのは、「平成 19 年 3 月 31 日までの間」と読み替えるものとする。

附帯別表第 1 ( 第 1 条関係 )

次の部門が扱う貨物 ( 又は次の貨物 ) に係るもの ( 附帯別表第 1 の 2 に掲げる設備を含む。 )  
であって部門ごとに設定した輸出契約等

( 表 ) ・ ・ ・ ・ ・ 部門又は貨物の一覧表

( 対象となる輸出契約等 )

次に掲げる輸出契約及び仲介貿易契約であって、日本貿易保険が別に定める基準に適合する  
2 年未満案件 ( 輸出契約等の締結日からその翌月の末日までの間のいずれかの時点において、  
仕向国及び支払国( 保証国がある場合には当該保証国 ) のいずれもが貿易一般保険包括保険( 企  
業総合 ) の引受基準等について ( 平成 1 3 年 4 月 1 日 01- 制度- 00073 ) 別表 2 における国カ  
テゴリ- A の国であり、かつ、当該輸出契約等の相手方 ( 相手方とこれらの契約に係る支払人  
が異なる場合にはいずれかのもの ) が第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当する契約を除く。 )  
であって ( 金額 ) 万円以上のもの。ただし、イ又はロの契約であって、当該契約に賃貸料  
が含まれる場合には、当該賃貸料に係る部分を除いたものを当該契約とみなし、イの輸出契約  
( 法第 2 条第 1 項に規定するものに限る。 ) には、甲の海外支店等が締結した甲の輸出貨物の  
再販売契約 ( 以下「再販売契約」という。 ) を含むものとする。

イ 輸出契約 ( 法第 2 条第 1 項に規定する輸出契約及び法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に  
より輸出契約とみなされるもの )

ロ 仲介貿易契約 ( 法第 2 条第 12 項に規定する仲介貿易契約及び法第 26 条第 1 項又は第 2 項  
の規定により仲介貿易契約とみなされるもの。ただし、当該契約に基づく技術等の提供の  
対価の額が輸出貨物の代金の額を超えるものを除く。 )

附帯別表第 1 の 2 ( 略 )

附帯別表第 2 ( 第 3 条第 1 項及び第 6 条第 2 項関係 )

次の各号の一に該当する輸出契約等

一 日本貿易保険が別に定める基準に適合しない輸出契約等

二 前号に掲げるもののほか、取引上の危険が大であると認められる輸出契約等

附帯別表第 3 ( 第 3 条第 3 項関係 )

名簿上 E M 格又は E F 格に格付けされた者を代金等の支払人とする輸出契約等の場合 ( I L  
C により決済される場合を除く。 ) であって代金等の決済の猶予期間が 1 年を超える輸出契約  
等